

瑞穂市立中小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日改定

はじめに

ここに定める「瑞穂市立中小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめを見逃さない学校をめざし、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

（3）学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

（1）魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。（各学期末に、各学級の宝物発表を行う。）

(自己有用感・充実感が味わえる)

- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命がかけがえのないことや人を傷付ける行為は絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。（居場所づくり・絆づくり）

（2）生命や人権を大切にする指導（心豊かな子の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・定期的に学級集団アンケート（Q-Uテスト）を実施して、いじめの未然防止に努める。

（3）全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自己存在感を与える。
 - ② 共感的な人間関係を育成する。
 - ③ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

（1）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状

況等を確認し、対策を検討する。

- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さず、きめ細かい情報交換を日常的に行い、毎月の職員会時に、「いじめ早期発見の10の点検」を実施して、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーの役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・学校評価の中に「いじめ」に関わる項目を入れ、保護者からも定期的に評価をしていただき、その後の指導に生かす。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするために、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは!」「教育相談 これだけは!」といった各種啓発資料等を活用したり、いじめ防止基本方針を見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側とともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒にになって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。

- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭

学校職員以外：学校運営協議会（自治会長代表、P T A代表、学識経験者、民生・児童委員代表、青少年育成会議代表）、スクールカウンセラー、学校医、警察官O B、スクールソーシャルワーカー

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ※校内関係者のみによる校内委員会は5月当初から随時実施 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止に向けた取組（昼の放送） ・第1回いじめアンケート（無記名）の実施、教育相談の実施 ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童向けネットいじめ研修① ・学級の宝物発表（いじめ未然防止、自己有用感を高める取組） ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） 	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（取組の評価） 	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・第1回「学校評価アンケート」（保護者向け） 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級の宝物発表（いじめ未然防止、自己有用感を高める取組） ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） 	

11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・第2回いじめアンケート（無記名）の実施、教育相談の実施 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあい集会」で、思いやり（人権）について考える集会の実施 ・第2回「学校評価アンケート」（保護者向け） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（取組の評価） ・学級の宝物発表（いじめ未然防止、自己有用感を高める取組） 	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回心のアンケート（記名式）と教育相談の実施 ・職員会（今年度の取組の評価と次年度の取組計画） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会・生徒会の取組のまとめ ・第3回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（本年度のまとめ及び来年度の計画立案） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・学級の宝物発表（いじめ未然防止、自己有用感を高める取組） 	第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、市教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

〔大まかな対応順序〕

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 校長、教頭、生徒指導主事への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）

- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 両者の保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめを受けた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧ 「いじめが解消している」状態とは、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件を満たしている状態であり、その期間が3ヶ月継続していることを目安とする。経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）を行い、解決した後も継続的に3ヵ月は見守っていく。

（2）「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、個人情報に配慮して保存する。（5年間は学校で保存しておく。）

9 いじめ防止等のために家庭が果たす役割

子どもの成長にとって、家庭教育の役割は極めて重要である。保護者は子どもに対して、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた成長・発達を促すよう努める。そのためには、保護者が子どもの教育に対する責任を自覚し、愛情をもって育てることが大切である。

学校では、以下の事項について様々な機会を通じて、保護者等への広報啓発活動を実施し、いじめの防止等について支援する。

(1) 保護者の責務

- ・子どもの話に耳を傾け、子どもの良さを認めるなどして、子どもの理解に努める。
- ・学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、子どもの学校生活の把握に努める。
- ・市や学校、地域社会等が講じるいじめの防止等のための取組に協力する。
- ・情報モラルの理解に努め、子どもがインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身に付けられるよう努める。（平成21年度瑞穂市PTA連合会研修大会「ケータイ・インターネット被害STOP宣言」）

(2) 未然防止と早期発見

- ・子どもの話に耳を傾け、「認める」「ほめる」「叱る」ことを通して、子どもにきまりを守るなどの「規範意識」を身に付けさせるように努める。
- ・授業参観、家庭教育学級等のPTA活動に積極的に参加しながら、子どもをどのように教育していくかについて見識を深める。
- ・子どものささいな変化を見逃さず、困っている様子があれば子どもの話に真剣に耳を傾け、いじめの未然防止や早期発見に努める。
- ・いじめの疑いがある場合は、事実関係を冷静に整理するとともに、学校や専門機関に相談する。
- ・子どものスマートフォンやゲーム機等の使用については、家庭での約束を決め、インターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについて、定期的に確認する。

(3) 早期解消に向けた取組

- ・子どもがいじめを受けた場合、身体の安全を確保するとともに、学校と協力していじめの解消を図る。
- ・子どもがいじめをした場合、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ相談する。
- ・子どもを通していじめの情報を把握した場合、我が子のいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校へ連絡、相談する。

10 いじめ防止等のために地域が果たす役割

いじめは、いつでもどこでも起り得ることを踏まえ、いじめの防止等のためには地域と学校との連携が重要である。また、大人たちが積極的に児童生徒に関わるなど、家庭と地域社会が一体となって児童生徒に関わるという連帯感が大切である。

学校では以下の事項について、様々な機会を利用して広く市民への周知、啓発を図る。

(1) 未然防止に向けた取組

- ・地域は、学校と互いの情報を共有し、登下校の見守りやあいさつ運動、地域清掃、ラジオ体操等のさまざまな活動に協力することを通して、常に連携を図るよう努める。
- ・地域は、青少年育成推進者等を効果的に活用し、児童の社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心を育てるために、地域の行事（校区活動、自治会活動、子ども会等）や体験活動（瑞穂総合クラブ、スポーツ活動等）への参加を促すなど、さまざまな交流や体験を通して、児童同士、又は児童と地域住民との心の結び付きを深める環境づくりを推進する。
- ・地域は、いじめや非行に対する理解や認識を深め、児童の規範意識の醸成及び社会環境の浄化に努める。また、地域・学校・家庭などの関係者が、児童についての情報を交流する場（青少年育成市民会議三部会等）をもち、共通理解のもとに児童のいじめや非行防止に努める。

(2) 早期対応に向けた取組

- ・地域の住民、企業従事者、商店や商業施設等の経営者等は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、当該児童生徒に声かけを行う等をして様子を見守るとともに、学校又は市教育委員会へ連絡することに努める。
- ・民生委員、民生児童委員等は、地域においていじめの発見に積極的に取り組み、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、市教育委員会及び学校と協力して対応する。
- ・地域ボランティアやあいさつ運動、地域安全運動等の活動を通して、日頃から子どもたちとあいさつを交わして顔見知りになる等、登下校時や遊んでいる子どもの見守りや声かけをする。子どもの様子がおかしい、いじめかもしれないと思ったら、市教育委員会や学校に情報提供をする。